

～森林環境譲与税を活用した藤里町の取組について～

【森林環境譲与税とは？】

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額1,000円のご負担をいただくことから、使途等を公表しなければならないとされています。

藤里町では、森林環境譲与税を以下の事業に使用しています。

【人材育成（体制の確保）】

◆地域林政アドバイザーを配置

森林経営管理制度等の円滑な実施のため、藤里町農林課林業振興係内に地域林政アドバイザーを配置しています。

【森林整備（計画策定・森林情報整備等）】

◆森林情報データ整備事業

森林経営管理法に基づく森林整備事業や森林境界明確化事業への活用を目的に、町内の民有林について、航空レーザ測量による地形データの収集や解析を行い、森林境界推定図の基礎資料を作成することとしています。

◆森林状況調査及び森林境界明確化事業

町内の民有林における私有林のうち、国土調査未実施山林について、森林所有者の立会いによる境界確認を実施し、測量及び図面等の作成を行っています。

◆森林経営管理意向調査事業

森林境界明確化事業の終了した地区において、経営管理権集積計画を定めることを目的に、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施しています。

令和5年度 森林環境譲与税の主な活用実績【森林環境譲与税：19,268千円】

◇森林情報データ整備事業（17,702千円）

航空レーザ測量成果から森林資源の解析を実施。

◇森林状況調査及び森林境界明確化事業（3,862千円）

大沢字院内沢地区の一部において境界確認を実施、測量及び図面等を作成。

◇森林経営管理意向調査事業（298千円）

粕毛字上野及び薄井沢地区の一部森林所有者に対し、意向調査を実施。

※森林環境譲与税の使途等の公表は、藤里町ホームページで行っています。